

中外人権方針

中外は、「お客様第一」という経営理念に基づき、お客様の様々なニーズに応える安全・高品質な製品・サービスを開発・提供してきました。当社の事業活動を通じて影響を受けるすべての人々の人権尊重の重要性を認識し、ここに「中外人権方針」（以下、本方針）を定めます。本方針のもと、各国・地域での事業活動を通じて、社会の持続可能な発展に貢献していきます。なお、本方針は、当社の人権にかかる方針・規程類の最上位に位置付けられます。

1. 人権の尊重に対するコミットメント

当社は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、国際人権章典、国際労働機関（ILO）の中核的労働基準、OECD 多国籍企業行動指針などの国際基準を遵守します。なお、当社は事業活動を行う各国・地域の国内法及び規則を遵守します。当該国・地域の法令が国際的に認められた人権と矛盾が生じた場合は、国際的に認められた人権を尊重する方法を追求します。

2. 適用範囲

本方針は、当社のすべての役員および従業員に適用されます。また、取引先をはじめとするすべてのビジネスパートナーにおかれましても本方針の理解、支持していただくことを期待します。

3. 人権デュー・ディリジェンスの実施

当社は、事業活動のすべての段階で、人権に対する負の影響を特定、評価、防止、軽減するための人権デュー・ディリジェンスを継続的に実施します。

4. 是正と救済

当社は、事業活動によって人権に対する負の影響を引き起こした、または間接的な影響が明らかになった場合、適切かつ公正な手段で是正に取り組み、適切な救済を可能とする救済メカニズムを整備します。

5. ステークホルダーとの対話・協議

当社は、人権尊重の取り組みの推進に向けて、有識者に相談し、関連するステークホルダーとの継続的な対話や協議を行います。

6. 教育と啓発活動

当社は、本方針の理解促進および実践に向けて適切な教育・啓発活動を行います。

7. 情報開示

当社は、人権尊重の取り組みについて、ホームページ等を通じて定期的に開示します。

以上、本方針は、株式会社 中外の取締役会において、2025 年 8 月 21 日に承認されています。

2025 年 8 月 21 日
株式会社中外
代表取締役社長 三輪 義勝